〔別　紙〕

様式１

01239

事　業　報　告　書

（自　令和３年１０月１日　至　令和４年９月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人澄心会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

岐阜県岐阜市薮田南４丁目１４番の４

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成１１年９月１日

(4) 設立登記年月日　　平成１１年９月２日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長		
理　事		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

注）１.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

01239

3．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４９条の４参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	開　設　場　所	許可病床数
病院	豊橋ハートセンター 岐阜ハートセンター	愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１ 岐阜県岐阜市薮田南４丁目１４番の４	一般病床　１３０床 一般病床　１２０床 療養病床　　床 [医療保険　　床] [介護保険　　床] 精神病床　　床 感染症病床　　床 結核病床　　床
診療所	なし		一般病床　　床 療養病床　　床 [医療保険　　床] [介護保険　　床]
介護老人保健施設	なし		入所定員　　名 通所定員　　名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実　施　場　所	備　　考
なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種　　類	実　施　場　所	備　　考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和３年１２月２４日　令和２年度決算の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

様式第一号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 01239

貸借対照表

（令和４年９月３０日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	7,855,266	Ⅰ 流動負債	2,725,706
現金及び預金	5,644,701	買掛金	1,875,032
事業未収金	1,988,623	未払金	162,243
たな卸資産	148,916	未払費用	213,565
前払費用	30,931	未払法人税等	116,939
その他の流動資産	42,095	未払消費税等	2,903
		預り金	16,678
		賞与引当金	328,667
Ⅱ 固定資産	3,883,449	その他の流動負債	9,679
1 有形固定資産	2,523,494		
建物	1,153,541		
建物付属設備	327,946		
構築物	20,209		
医療用器械備品	253,527	Ⅱ 固定負債	508,327
その他の器械備品	80,625	退職給付引当金	508,327
車両及び船舶	2,428		
土地	393,023		
建設仮勘定	285,122		
その他の有形固定資産	7,073		
2 無形固定資産	57,623	負債合計	3,234,033
借地権	1,033	純資産の部	
ソフトウェア	55,228	科目	金額
その他の無形固定資産	1,362	Ⅰ 出資金	356,030
3 その他の資産	1,302,332	Ⅱ 積立金	8,148,652
出資金	26,686	利益準備金	100,000
保証金	91,823	別途積立金	1,820,000
保険積立金	917,149	繰越利益積立金	6,228,652
繰延消費税額	36,882		
繰延税金資産	229,628		
その他の固定資産	164		
		純資産合計	8,504,682
資産合計	11,738,715	負債・純資産合計	11,738,715

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 0 1 2 3 9

損　益　計　算　書

（自　令和３年１０月１日　至　令和４年９月３０日）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		13,753,503
2 事業費用		12,847,064
本来業務事業利益		906,439
事業利益		906,439
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	56	
受取配当金	1	57
Ⅲ 事業外費用	—	—
経常利益		906,496
Ⅳ 特別利益		
その他の特別利益	—	—
Ⅴ 特別損失		
固定資産除却損	1,424	
		1,424
税引前当期純利益		905,072
法人税・住民税及び事業税	263,246	
法人税等調整額	△ 11,293	251,953
当期純利益		653,119

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 01239

財　産　目　録

（令和４年９月３０日現在）

１．資　産　額　11,738,715 千円
２．負　債　額　3,234,033 千円
３．純　資　産　額　8,504,682 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		7,855,266
B 固定資産		3,883,449
C 資産合計	（A＋B）	11,738,715
D 負債合計		3,234,033
E 純資産	（C－D）	8,504,682

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（■ 法人所有　□ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式5

法人名　医療法人澄心会

所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取21番地の1

※医療法人整理番号 0 1 2 3 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（1）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業の内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社フェロー（注）1	愛知県豊橋市	8,597,022	医薬品、診療材料等の卸	医薬品、診療材料等の購入	医薬品、診療材料等の購入（注）2	5,236,230	買掛金 未払費用	1,277,109 7,636

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注）1　当法人理事長鈴木孝彦の配偶者が代表取締役である法人である。

（注）2　医薬品、診療材料等の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は三ヵ月後現金払いとしている。

（2）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

01239

様式６

01239

監　事　監　査　報　告　書

医療法人澄心会
理事長　鈴木　孝彦　　殿

私は、医療法人澄心会の令和３年会計年度（令和３年１０月１日から令和４年９月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 12 月 23 日

医療法人澄心会
監事　星野順一郎

様式第四号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 01239

純　資　産　変　動　計　算　書

（自　令和３年１０月１日　　至　令和４年９月３０日）

（単位：千円）

	基金（又は出資金）	積立金				評価・換算差額等			純資産合計
		利益準備金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和３年９月３０日　残高	356,030	100,000	1,820,000	5,575,532	7,495,532				7,851,562
会計年度中の変動額					0				
当期純利益				653,119	653,119				653,119
					0				
					0				
会計年度中の変動額合計	0	0	0	653,119	653,119				653,119
令和4年９月３０日　残高	356,030	100,000	1,820,000	6,228,652	8,148,652				8,504,682

１．純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
２．評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
３．積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

01239

様式第五号

法人名　医療法人澄心会

所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 0 1 2 3 9

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	1,795,356	665		1,796,021	642,480	45,257	1,153,541
	建物付属設備	1,716,566	7,798		1,724,364	1,396,418	61,739	327,946
	構築物	116,075			116,075	95,866	2,827	20,209
	医療用器械設備	2,044,583	189,621	30,927	2,203,277	1,949,750	103,901	253,527
	その他の器械備品	383,513	46,160	5,011	424,662	344,037	27,551	80,625
	車両及び船舶	29,676			29,676	27,248	1,280	2,428
	一括償却資産	26,169	7,067	11,749	21,487	14,414	7,162	7,073
	計	6,111,938	251,311	47,687	6,315,562	4,470,213	249,717	1,845,349
無形固定資産	ソフトウェア	378,642	32,743		411,385	356,157	17,690	55,228
	計	378,642	32,743	0	411,385	356,157	17,690	55,228
その他の資産	その他の固定資産	256			256	92	6	164
	計	256	0	0	256	92	6	164

1．有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。

2．「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。

3．当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。

4．合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の１％を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）

5．特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。

6．有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の５％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 01239

引　当　金　明　細　表

区　　分	前期末残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（そ の 他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	322,221	959,065	952,619		328,667
退職給付引当金	473,627	111,192	76,492		508,327

1．前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2．「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3．「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第九の一号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 0 1 2 3 9

事業費用明細表

（単位：千円）

区分	本来業務事業費用			附帯業務事業費用	収益業務事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	6,626,013		6,626,013			6,626,013
給与費	3,719,175		3,719,175			3,719,175
委託費	246,540		246,540			246,540
経費	2,243,974		2,243,974			2,243,974
売上原価	0		0			0
その他の事業費用	11,362		11,362			11,362
計	12,847,064		12,847,064			12,847,064

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2．中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式九の二号

法人名　医療法人澄心会
所在地　愛知県豊橋市大山町字五分取２１番地の１

※医療法人整理番号 01239

事　業　費　用　明　細　表

（自　令和３年１０月１日　　至　令和４年９月３０日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　材料費		6,626,013
Ⅱ　給与費		3,719,175
Ⅲ　委託費		246,540
Ⅳ　経費		2,243,974
Ⅴ　売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高		
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）		
商品（又は製品）期末たな卸高		0
Ⅵ　その他の事業費用		
研修費	11,362	11,362
事　業　費　用　計		12,847,064

1．売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2．ⅠからⅥの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3．その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

D1239

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1　継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2　資産の評価基準及び評価方法

（1）出資金の評価基準及び評価方法

時価のないもの　移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

3　固定資産の減価償却の方法

（1）建物の減価償却方法

法人税法の規定による定額法

ただし、平成１０年３月３１日以前に取得した建物については定率法

（2）建物付属設備及び構築物

法人税法の規定による定額法

ただし、平成２８年３月３１日以前に取得した建物付属設備及び構築物については定率法

（3）建物・建物付属設備及び構築物以外の有形固定資産の減価償却方法

法人税法の規定による定率法

（4）無形固定資産の減価償却方法

法人税法の規定による定額法

（5）一括償却資産

３年均等償却

4　引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しています。

5　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方法によっています。

なお、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、税法に定める繰延消費税額等は繰延消費税額等に計上のうえ、５年間で均等償却しております。

6　その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

（1）ファイナンス・リース取引の処理方法

前々会計年度の末日の負債総額が 200 億円未満であることから、リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、医療法人会計基準適用前の契約に基づく、リース料総額が 300 万円を超えるリース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、売買取引に準じた会計処理によっております。

（2）補助金等の会計処理方法

補助対象となる支出が事業費に計上されるものについて、補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

7　重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8　資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当事項はありません。

9　担保に供されている資産に関する事項

該当事項はありません。

01239

１０　法第５１条第１項に規定する関係事業者に関する事項

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額（千円）	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の近親者が代表者である法人	株式会社フェロー（注）１	愛知県豊橋市	8,597,022	医薬品、診療材料等の卸	医薬品、診療材料等の購入	医薬品、診療材料等の購入（注）２	5,236,230	買掛金 未払費用	1,277,109 7,636

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）１　当法人理事長鈴木孝彦の配偶者が代表取締役である法人である。

（注）２　医薬品、診療材料等の購入に関する取引価格は市場価格を勘案して決定し、支払条件は三ヵ月後現金払いとしている。

（２）個人である関係事業者

該当事項はありません。

１１　重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

１２　重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

１３　その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

（１）繰延税金資産の主な発生原因別内訳

	令和４年９月30日 （単位：千円）
未払事業税	291
賞与引当金	90,055
退職給付引当金	139,282
繰延税金資産小計	229,628
繰延税金資産合計	229,628

（２）有形固定資産の減価償却累計額　4,455,801 千円

01239

独立監査人の監査報告書

医療法人　澄心会

第　２４　期

自　令和　3年10月　1日
至　令和　4年　9月30日

内海真樹公認会計士事務所

公認会計士　内海真樹

01239

独立監査人の監査報告書

令和4年12月20日

医療法人　澄心会
理事会　御中

内海真樹公認会計士事務[redacted]

公認会計士　内海真樹[redacted]

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人澄心会の令和3年10月1日から令和4年9月30日までの第24会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運

用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

医療法人澄心会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

01239

この独立監査人の監査報告書の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 5 年 1 月 5 日

医療法人　澄心会

理 事 長　鈴木　孝彦